

訪問系サービス従業者要件一覧表

1 居宅介護・重度訪問介護

(1) サービス提供責任者

従事できる主な資格者等	実務経験	
介護福祉士	—	
介護福祉士実務者研修修了者	—	
介護職員基礎研修修了者	—	
介護職員初任者研修修了者 (①)	介護等業務3年以上	※1
居宅介護職員初任者研修課程修了者 (①)	介護等業務3年以上	※1
訪問介護員養成研修1級課程修了者	—	
訪問介護員養成研修2級課程修了者 (①)	介護等業務3年以上	※1
居宅介護従業者養成研修1級課程修了者	—	
居宅介護従業者養成研修2級課程修了者 (①)	介護等業務3年以上	※1

(2) 従業者

従事できる主な資格者等	参考情報	
介護福祉士	—	
介護福祉士実務者研修修了者	—	
介護職員基礎研修修了者	—	
介護職員初任者研修修了者 (①)	—	
居宅介護職員初任者研修課程修了者 (①)	—	
障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者 (②)	30～10%減算	※2、※3
訪問介護員養成研修1級課程修了者	—	
訪問介護員養成研修2級課程修了者 (①)	—	
訪問介護員養成研修3級課程修了者 (②)	30～10%減算	※2、※3
居宅介護従業者養成研修1級課程修了者	—	
居宅介護従業者養成研修2級課程修了者 (①)	—	
居宅介護従業者養成研修3級課程修了者 (②)	30～10%減算	※2、※3
重度訪問介護従業者養成研修課程修了者	重度訪問介護のみ従事可	

- ※1 サービス提供責任者のうち、① ホームヘルパー2級相当研修修了者＋実務経験3年以上の要件は、暫定的な取扱いとなっているため、平成30年度の制度改革に併せて見直される予定
- ※2 従業者のうち、② ホームヘルパー3級相当研修修了者の要件は、平成30年度の制度改革に併せて見直される予定
- ※3 従業者のうち、② ホームヘルパー3級相当研修修了者によるサービス提供については、それぞれ居宅介護（身体介護）が30%、居宅介護（家事援助）が10%の減算となり、重度訪問介護に減算はない

訪問系サービス従業者要件一覧表

2 同行援護

(1) サービス提供責任者(①又は②)

① 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等

② 次表中の資格者等であって、「同行援護従業者養成研修(応用課程)」等を修了した者

従事できる主な資格者等	実務経験	同行援護従業者養成研修
介護福祉士	—	一般課程＋応用課程
介護福祉士実務者研修修了者	—	一般課程＋応用課程
介護職員基礎研修修了者	—	一般課程＋応用課程
介護職員初任者研修修了者	介護等業務3年以上	一般課程＋応用課程
居宅介護職員初任者研修課程修了者	介護等業務3年以上	一般課程＋応用課程
訪問介護員養成研修1級課程修了者	—	一般課程＋応用課程
訪問介護員養成研修2級課程修了者	介護等業務3年以上	一般課程＋応用課程
居宅介護従業者養成研修1級課程修了者	—	一般課程＋応用課程
居宅介護従業者養成研修2級課程修了者	介護等業務3年以上	一般課程＋応用課程

(2) 従業者(①又は②又は③)

① 同行援護従業者養成研修一般課程修了者

② 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等

③ 次表中の資格者等は、「①の一般課程研修を修了する」又は実務経験を満たすこと

従事できる主な資格者等	実務経験
介護福祉士	※ 直接業務1年以上
介護福祉士実務者研修修了者	※ 直接業務1年以上
介護職員基礎研修修了者	※ 直接業務1年以上
介護職員初任者研修修了者	※ 直接業務1年以上
居宅介護職員初任者研修課程修了者	※ 直接業務1年以上
障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者	※ 直接業務1年以上(30%減算)
訪問介護員養成研修1級課程修了者	※ 直接業務1年以上
訪問介護員養成研修2級課程修了者	※ 直接業務1年以上
訪問介護員養成研修3級課程修了者	※ 直接業務1年以上(30%減算)
居宅介護従業者養成研修1級課程修了者	※ 直接業務1年以上
居宅介護従業者養成研修2級課程修了者	※ 直接業務1年以上
居宅介護従業者養成研修3級課程修了者	※ 直接業務1年以上(30%減算)

【2-(2)同行援護従業者に係る実務経験の取扱いについて】

① 視覚障害を有する身体障害者・障害児の福祉に関する直接業務に従事した経験

② 視覚障害を有する身体障害者・障害児の居宅介護等に従事した経験

訪問系サービス従業者要件一覧表

3 行動援護

(1) サービス提供責任者

要件	実務経験
行動援護従業者養成研修課程修了者	※ 直接業務3年以上
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修＋実践研修）修了者	※ 直接業務3年以上

(2) 従業者

要件	実務経験
行動援護従業者養成研修課程修了者	※ 直接業務1年以上
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修＋実践研修）修了者	※ 直接業務1年以上

【3-(1)行動援護サービス提供責任者、(2)従業者に係る実務経験の取扱いについて】

- ① 知的障害者・障害児、精神障害者の福祉に関する直接業務に従事した経験
- ② 知的障害者・障害児、精神障害者の居宅介護等に従事した経験

【経過措置について（～令和6年3月31日）】

サービス提供責任者： a 1-(1)居宅介護サービス提供責任者の要件を満たす者は、直接業務経験5年以上で従事可

従業者： a 1-(2)居宅介護従業者の要件を満たす者は、直接業務経験2年以上で従事可